



令和5年10月27日

令和5年度第3次補正予算における 区の手配について



令和5年10月27日

せたがやP a yによる物価高騰等対策について

令和5年度下半期も物価高騰の影響が継続していることから、世田谷区では生活者支援、区内中小個店支援として、独自のデジタル地域通貨「せたがやP a y」を活用したポイント還元事業を継続し、歳末期においては最大10%還元キャンペーンを実施します。

1 セタがやP a y実績値(令和5年9月末現在)

- (1)実施主体 世田谷区商店街振興組合連合会(ポイント原資は全額区補助金)
- (2)参加店舗数 4,987店舗
- (2)アプリダウンロード数 321,736件(9月の月間利用者数 79,812人)
- (3)せたがやP a y利用額 17,648百万円(9月の月間利用額 795百万円)

2 今年度下半期におけるせたがやP a yポイント還元事業

(1) 区内経済循環誘導施策

ポイント還元率	中小個店(商店街加入)	5%	中小個店(商店街未加入)	4%
	準大型店	2%	大型店	0%

還元上限額 1人あたり1,000ポイント/月

事業実施期間 令和6年3月31日まで(12月除く) 予算上限に達し次第終了

ポイント有効期限 付与日から6か月後の末日

予算(ポイント原資) 136百万円

(2) 歳末消費喚起策

ポイント還元率	中小個店(商店街加入)	10%	中小個店(商店街未加入)	8%
	準大型店	5%	大型店	0%

還元上限額 1人あたり10,000ポイント

事業実施期間 令和5年12月1日~12月31日 予算上限に達し次第終了

ポイント有効期限 付与日から6か月後の末日

予算(ポイント原資) 132百万円

3 セタがやP a y事業の充実

(1) 社会的価値の付加

以下の事例のとおり、区民の行動変容を促す行政施策に係るインセンティブとして活用。

省エネ・再エネポイントアクション事業(6月より実施中)

高齢者外出インセンティブ事業の試行(10月より実施中)

(2) オンラインチャージの導入(令和5年度中、開始予定)

セブン銀行での現金チャージに加え、新たに口座からの直接チャージが可能になる。

問合せ先 商業課

電話03-3411-6652



令和5年10月27日

くみん窓口・出張所の窓口改善の取り組みについて

世田谷区では、引っ越しシーズンにおける混雑期のくみん窓口・出張所の窓口混雑緩和に向けた取り組みにより、区民の利便性向上を図ります。

1 概要

例年3月から4月の混雑期には、住民異動届等の手続が集中し、くみん窓口や出張所に多くの区民が来庁する。これによる窓口混雑への対策ならびに区民の利便向上を図るため、以下の取り組みを実施する。

2 具体的な取り組み

(1) コンビニ交付手数料の減額

証明書コンビニ交付の利用促進を図るため、コンビニ交付による一部の交付手数料を1通10円に減額する。

対 象 「住民票の写し」「印鑑登録証明書」「納・課税証明書」

減 額 期 間 令和6年3月～4月

交付手数料 1通10円

*今回、減額対象となる証明書の通常交付額

窓口交付1通300円、コンビニ交付1通200円

(2) マイナンバーカード電子証明書手続きコーナーの増設

証明書の発行事務の分散化を図るため、現在、28か所あるまちづくりセンターのうち、5か所でマイナンバーカードの電子証明書手続き等を実施しているところ、令和6年2月に7か所増設し、マイナンバーカード電子証明書手続きコーナーを12か所に拡充する。

【増設内容】

現行：上馬・梅丘・奥沢・祖師谷・上祖師谷まちづくりセンター（5か所）

増設：若林・上町・代沢・松原・九品仏・船橋・喜多見まちづくりセンター（7か所）

合計12か所に拡充

(3) 申請書作成支援ソリューションの導入

転入届等の手続を行う際、申請書等に必要事項を手書きする申請者の負担減を図るため、マイナンバーカード等の記録事項を申請書・届書の一部項目に印刷する機器を導入する。

令和6年1月に世田谷総合支所くみん窓口を導入し、他の窓口への展開も検討していく。

問合せ 住民記録・戸籍課

電話03-5432-2236